

書評

坂本賞三編

『王朝国家国政史の研究』

古藤 真平  
佐藤 泰弘  
前田 禎彦

本書は、坂本賞三氏が王朝国家体制論を提起されて以来、氏のもとで研究を進められてきた諸氏の作品を中心にした論集である。個々の論文には、王朝国家体制論の多様な展開と、七十年代以降の研究動向への対応が遺憾無く示されており、今後、平安時代史研究を進めるうえで、私たちの共有財産となりうるものである。本書の構成は以下のとおりである。(副題は省略させて頂く)

序

創始期の院政に就いて(上)

氏爵と氏長者

勘解由使勘判における赦の適用原則と

その成立

王朝国家期における太政官政務処理手続

について

王朝国家期の賑給について

王朝国家期の財政政策

王朝国家軍制研究の基本視角

一 国平均役の成立について

「序」では、坂本氏自身による国政史研究の意義や課題の解説があり、個々の論文の紹介がなされている。

巻頭を飾る後藤陽一氏「創始期の院政に就いて(上)」は、白河院政期の院司を取り上げた研究である。院政期の研究史を顧みるとき、この論文が一九四二年の段階で発表されていたことは、氏の研究視角の先見性を示すものである。この貴重な研究が本論集に収録され、改めて手に入るようになったことは喜ばしい限りである。ところで、本論文は王朝国家体制論の提示以前の研究であり、王朝国家論を念頭に置いて執筆された他の諸論文とはいささか性格を異にする。また、本論文の意義や研究史との関係は、既に坂本氏により「序」の中で的確に述べられている。以下、本書の収録順に各論文の要旨を示し、若干のコメントを付けるが、後藤氏の論文については、坂本氏の詳細な解題に譲りたいと思う。

宇根俊範氏「氏爵と氏長者」

本論文は平安貴族社会特有の制度である氏爵を制度史的に解明し、氏爵推挙者たる氏長者の実態を探り、そこから氏のあり方を考察しようとしたものである。

第一章では、氏爵の成立時期が検討される。第二章では、氏爵の方式が実施時期・種類・人数の三点から検討される。第三章では、氏爵に預かる条件について年齢・位階・当該氏の氏人であること・家系・巡・功課別当の六点から検討がなされる。第四章で

長沢 洋

下向井龍彦

詫間 直樹

曾我 良成  
川本 龍市

は、氏爵推挙者の資格の変遷が王氏・源氏・藤原氏・橘氏のそれぞれについて考察されている。

第五章では、平安時代の氏長者と奈良時代以前の氏上の比較がなされる。任命方式の点では、氏が氏人の協議による決定がなされていたのに対し、氏長者は協議によらない方式で決定がなされており、前者は後者よりも強い統制力を氏人に対して持っていたと考えられる。任期という点では、前者は終身制であり後者はそうではなかった。以上二点における相違は両者の異質性、さらには奈良時代以前と平安時代における氏族実態の違いを物語っている、と結論付け、最後に通史的に律令国家の成立から平安時代にかけての氏族と官人社会との関わり方が概観される。

以上が本論文の概要である。以下、評者の感じたことを述べてみたい。

まず第一章から第四章までについては、氏爵に対する多角的な検討がなされており、その全ての論点について検討・批判を加えることはできないので、疑問に思った点をいくつか指摘しておくにとどめたい。第一に、氏爵が九世紀末以前には成立していたとする点であるが、九世紀中葉ごろから氏が再統合しはじめるとする宇根氏の立場からすれば穏当な推定にとどめている点が逆に突っ込み不足を感じさせる。第二に、橘氏爵に預かる条件としての功課別当が十二世紀後半には必要条件化しているとする点について、宇根氏は全ての橘氏爵についてそう考えているようであるが、被推挙者が功課別当であることに對する師実・頼長・兼実等のこだわりは彼等が是定になって初めて執り行う橘氏爵であるからと理解すべきであろう。第三に、橘氏は是定の変遷については大島幸

雄氏の「橘氏は定小考(前)・(後)」(『史聚』一六・一七)があり、本論文と関わる部分が多いはずであるのに触れられていないのは残念である。

次に第五章である。宇根氏の主張は明解であり、評者も奈良時代以前の貴族社会と平安時代のそれとの断絶を主張する宇根氏に對して異論を持つ者ではない。しかし、本章の場合兩期の貴族社会の断絶という立場をそのまま兩期の氏のあり方の違いにあてはめようと急ぐあまり、氏上と氏長者を任命手続と任期の有無という二つの視点だけで比較している点が問題である。もっと多面的な検討が必要なのではあるまいか。第一章から第四章までの精緻な考証が第五章に生かされていないように思われてならないのである。

佐竹 昭氏 「勘解由使勘判における赦の適用原則とその成立」

佐竹氏の論考は、勘解由使勘判における赦の適用のしくみとその成立過程を主題としたものである。氏は、すでに、一連の「赦」研究においても勘解由使勘判に言及しているが、ここでは特に、旧稿「勘解由使勘判の構造と解由制の変質について」(『地域史研究』六)の見解を、その後に表示された研究と対比しながら、訂正および再確認を行っている。

第一章では、赦の制度そのものについて検討している。島善高氏の、『二中歴』に見えるような「常赦」・『大赦』・『非常赦』の観念は奈良・平安期にまで遡及せず、これらは新たに鎌倉期になって形成されたとする見解(『律令時代の恩赦』『法制史研究』三四)に對して、そのような観念が少なくとも十世紀前半には存在

していたことを明らかにされ、これらと当時の「重犯・軽犯」概念との関連を示唆している。

第二章・第三章では、まず、勸解由使勸判の「常赦判・非常赦判」に見られる赦の適用原則を検討し、さらに、そのような勸判原則の成立と変質について言及している。ここでは、主に、増淵徹氏（『勸解由使勸判抄』の基礎的考察『史学雑誌』九五―四）の見解との異同が問題とされている。佐竹氏は、勸解由使勸判原則は、「犯用」概念が国司交替制度に組み込まれた天長二年五月二十七日官符によって成立し、以後大きな変質は認められぬままに、解由制は形骸化し受領功過定へ移行したと述べている。

以上が論文の概要である。つぎに、若干の感想を述べたい。勸判原則の成立をめぐる。氏は、天長二年官符に新たに注目し、成立の時点を明確に指摘している。近年、天長元年再置の勸解由使とそれ以前の勸解由使との性格の相違が論じられており、これと氏の見解との関係について、より詳細な議論の展開が期待される。勸判制度は国司監察制度の一部を構成するものであり、監察制度全体の展望を踏まえた勸判制度の意義についても論及が欲しかったと思われる。

勸解由使勸判の変質をめぐる。氏は、増淵氏の見解に一々検討を加え、忠平と受領の私的結合が解由制の形骸化をもたらしたとする論旨を否定される。しかし、増淵氏が考察の前提とした『北山抄』の「延長以来、勸解由使雖進勸奏、数年徒積不成報符」という記述は、どう評価するのだろうか。勸判原則には大きな変化がないままに解由制は形骸化したとする認識は両氏に共通する。しかし、佐竹氏の場合、その内容があまり具体化されてお

らず、そのため、「解由制の行きつまりとその形骸化は、やはり国政全般の転換を基本に据えて考えるべきではなからうか」（二〇頁）という見通しも、やや唐突な感じを受ける。勸判原則に大きな変化が無かったというのならば、どこに変化が求められるのかより明確にする必要があるだろう。

今回の佐竹氏の論考は、他の論者の見解の検討と自説の確認・訂正を中心とするが、全体に他の見解との相違に積極的な根拠が示されておらず、主張に曖昧さを残していると思われる。また、勸判制度を赦の適用の問題に限定して扱っているため、国司監察制度としての機能・展開が十分には明らかではなく、制度本来の意義がやや見失われる傾向にあると思われる。監察制度全体の構造を踏まえたうえで成立・変質が論じられる必要があるのではなからうか。

曾我良成氏「王朝国家期における太政官政務処理手続について——斤申文・南所申文・陣申文——」

本論文は王朝国家期の政治形態を「政」と「定」の関係を中心として解明すべく書かれたものである。以下要約する。「政」の中心となる手続きは申文であり、太政官の実務処理部門である弁官局と公卿との連結点として重要なのが南所申文である。そこで決裁・上奏扱いにされる以外の案件が陣申文に持ち込まれ処理されていく。上記の過程において何らかの問題が生じた場合に公卿たちが陣定を開いて審議を行ったのである。このように「政」と「定」とはともに一連の政務処理の流れの中に位置付けられており、「定」の重視が「政」の衰退をもたらしたとする武光誠氏の

論（「撰関期の太政官政治の特質——陣申文を中心に——」、「『ヒストリア』一〇六）は誤りである。「定」の重視は十一世紀中葉に新たな権能が付与されたことにより、「政」の衰退は官務家小槻氏による升官局の官司請負を前提とする政務処理方式の定着による。

曾我氏の論理構成は緻密であり、「定」の重視が「政」の衰退をもたらしたのではないとする点は所期の目的を達していると考えられ、かつまた「政」の衰退については「奏事」ルートの機能拡充と関連付けてその解決を見出し出している。本論文によって王朝国家期の太政官政務処理手続の構造の解明が大きく進展したと評価できるのであろう。

しかしながら次のような問題が残されているように思われる。

第一に、陣申文の成立過程についてである。曾我氏は『日本三代実録』天安二年十二月十三日条・『類聚符宣抄』元慶八年五月九日宣言を「陣申文の原型」を物語る史料とし、以後徐々にその形を整えていくのであろうがその過程の詳細は不明である、と述べているが、この点については武光氏が指摘した十世紀の陣における政務の動向を踏まえつつ詰めていく必要がある。

第二に、陣申文成立の意義の問題である。曾我氏が、撰関期において序申文・南所申文が陣申文の略儀にすぎなかったとする武光氏を批判し、三者を政務処理過程の流れに位置付けた点は高く評価するべきであるが、前二者と別に後者のような政務の場が出現したことをどう意義付けるべきかを考える必要もあるのではなからうか。

第三に、「奏事」が「政」を圧迫していく点をより具体的に解

明していくことである。曾我氏がその展望を提起したことは高く評価すべきであるが、この問題についてはそれ独自の検討が必要であらう。

政務処理のあり方を解明することは、政治機構ひいては政治権力を考える上でも非常に重要であり、それらとの連関を視野に置きつつ分析する必要があると考える。今後はその方面へも踏み込んでいって頂きたいと思う。

#### 川本龍市氏「王朝国家期の賑給について」

川本氏の論文は、賑給の手続・変遷を考察したものである。まず第一章では、賑給は貧民の救済という天皇の有徳行為を通じて京中の民衆の支配を図るためのものであると規定する。そして、年行事化した賑給（恒例賑給）の成立を十世紀初頭に求める。

次いで、賑給を恒例・臨時に区分し、第二章では賑給使を、第三章では賑給料物を、それぞれに考察する。賑給使については補任の手続等を、料物については調達方法の変遷を論じている。たとえば、恒例賑給の料米は民部省廩院から支給されていたが、期限を決めて諸国から調達されるようになり、更に、天禄元年に料国が定められるようになる。第四章では十一世紀末以降の賑給の変質と衰退を取り上げる。恒例賑給では、賑給使が料物を支給しなくなることで、代官補任により賑給使が形骸化することなどを論じている。臨時賑給では、実施契機や院の賑給との関係を取り上げ

賑給のような個別的な儀式の手続は、ややもすれば軽視されがちであるが、その解明は研究を進める上で不可欠である。本論に

よって基礎的な事柄はほぼ明らかになった。以下では、氏が今後の課題とした事とも関わって気付いた点を若干述べたい。

まず、天禄元年の改革についてである。氏は、この改革により恒例賑給の料物は確保されていたとする。そして、恒例賑給の衰退の主たる原因の一つに、賑給使が料物を支給しなくなった事を挙げるのである。しかし、氏が挙げられた『水左記』応徳元年五月二十一日条は、料物不足の例と解することができるとする。天禄の改革が成果を挙げたことは確かである。ただし、それがどの程度、そして、いつまで有効であったかは若干の疑問が残る。

つぎに、氏は問題を賑給に限定して論じているが、古代の賑給と中世の施行の関係が問題となっている現在、やや対象の限定のしすぎという感がある。史料には賑給として現れなくとも、物を施す行為は存在する。比較検討すべき事例は多いのではないか。

また、榊木謙周氏によると、政権担当貴族が賑給の主体となる例が見られ、賑給の対象が特定の階層に固定されてくるという（都城における支配と住民）『日本政治社会史研究（中）』。王朝国家期の賑給については、その変化も重要な論点ではなからうか。

さらに、榊木氏は京都の都市問題という視角を提起している。人の生活する都市として成長する平安京に貧窮民はなくなるならぬ。それにもかかわらず、恒例賑給が十一世紀末に衰退することは、如何なることか。王権と皇都との関係、都市京都の性格の変化、施行、院の問題も含めて中世への展開と関わることである。これらの問題は、本論文の直接の対象ではなく、氏は一部を簡単に触れているのみであるが、突っ込んだ論及がほしいところである。

長沢 洋氏 「王朝国家の財政政策——「臨時交易」を中心に——」

長沢氏の論文は、記録類に見える「臨時交易」の事例を収集し、その実体の解明を試みたものである。第一章では「臨時交易」は藏人所の財源であり、用途を特定せずに諸国から納められる事を述べる。第二章では天禄二年七月十九日太政官符が「臨時交易」を命じたもの一つであることを論じる。第三章では「臨時交易」の事例を集め、藏人所以外にも収納されるが、出給はほとんどが藏人所であること、内廷関係の費用に用いられることを明らかにした。第四章では十世紀の前半から中葉に「臨時交易」の展開を求め、そして、それを内廷経済の中心として活動し始める藏人所の財源の一つと評価し、天皇・貴族の行事費用を優先的に確保しようとする傾向の中で位置づけている。

藏人所の経済活動が言われてから久しいが、氏の研究はその具体化を一步進めたものである。藏人所の経済活動は主に、供御人等の組織、所召物、そして兼官による内藏寮等内廷経済官司の掌握によると考えられていたように思う。「臨時交易」を藏人所独自の財源とする氏の結論は、所召物は知られていたにせよ、財源の規模に関して、これまでの藏人所のイメージを豊かにするものである。

氏の論により、いままで取り上げられることの無かった「臨時交易」の内容がかなり明らかにされた。ただし、その成立と展開の過程はあまり明確には述べられていない。これは、氏の論述が「臨時交易」の発掘を中心としており、変化の過程を跡づけると

いう形式を取っていないことによるものだろう。また、「臨時交易」は本来的に「臨時の交易」に含まれるとして、その成立を論じていることにもよるだろう。氏が述べるように「臨時交易」の成立の時期を決めることは困難かもしれない。ただし、用途が決まっている「臨時の交易」と、決っていない「臨時交易」との区別を強調している以上は、用途を決めずに調達することの意義を、成立に関しても少し詳しく論じて欲しかった。

さて、「臨時交易」の成立の背景として、氏は中央財政の窮乏を挙げている。その中央財政とは、内廷財政と諸官司財政を含むものである。結果的に見て、内廷財政は中央財政の中心になる。しかし、そうなるためには、内廷財政の拡大だけでなく、諸官司が独立していくこと等、いくつかの条件が存在する。中央財政を構成する諸要素の相互関連の中で、宮廷行事の財源となる「臨時交易」の成立過程を位置づける作業が必要ではなからうか。

下向井龍彦氏「王朝国家軍制研究の基本視角——「追捕官符」を中心に——」

下向井氏の論考は、王朝国家論の立場から、この段階に独自の「国家軍制の特徴と役割」を説明することを目的としたものである。旧稿「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』二五一)を敷衍したものであり、論旨に大きな変更は見られないが、ここでは特に、「追捕官符」について詳細な考察を展開している。

構成は、問題の所在を明らかにした後、「追捕官符」の意義に触れ、王朝国家の軍事課題・「追捕官符」の権能と効果を考察し、最後に王朝国家軍制の史的展開を概観している。

以下気づいたことを述べてみたい。

「追捕官符」をめぐる。氏は、「追捕官符」(勅符・官符・宣旨)が最高軍事指揮権の発現として王朝国家期に一貫していたことを強調している。しかし、「追捕官符」は、氏の作成した表によっても十世紀以前に確認することができる。これをどのように解するのであろうか。このような段階設定の背景に、氏自身の「延喜の軍制改革」があることは明らかであるが、中央・国の関係が「追捕官符」によって発現するという構造自体をとりあげれば、律令制以来一貫したものと見ることができるとはなからうか。同様に、氏の指摘する「追捕官符」の権能・効果の内容は、挙げられた史料によれば、十世紀以前あるいは律の条文にまで遡るものが多くあり、王朝国家期に独自の性格がどの程度反映されているのか明確でない。王朝国家期に限定した場合、「追捕官符」への注目は、一定の構造理解に役立つと思われるが、王朝国家論が今なお時期区分の問題を含んでいる以上、より詳細な説明が必要とされるべきだろう。また、中央政府の地方における軍事動員を「追捕官符」の効果のみに求める点も、形式的には正しくとも、問題を単純化して理解しているような印象をうけ、このような軍事動員が行われる条件についての考察が欠如していると思われる。

王朝国家軍制をめぐる。氏は、今まで使用してきた「国衙軍制」の用語を改め、「国家軍制」と表現しており、この論考は、従来の国衙軍制論を国家軍制論に拡大しようとする試みであるとみなすことができる。「国家軍制」を課題とする以上、今後、中央軍制の問題も積極的にとりあげてゆく必要があるだろう。たとえば、十世紀京都における軍事編成には、検非違使の活動、武者

の動員、貴族の私兵などが従来から指摘されているが、これらを氏の体系にどのようにして組み入れてゆくのだろうか。氏が想定する「国家軍制」は(1)王朝国家権力(天皇―太政官)、(2)国衙軍制、兩者を媒介する(3)追捕官符の枠で構成されており、そこでは、中央政府が直接把握する武力の問題が捨象されている。

氏も言われるように、当該期の国家軍制を体系的に把握しようとする試みは、従来あまり活発ではなかった。氏の提示した仮説の当否を検証することを契機に、今後議論の深化することが期待される。

詫間直樹氏「一國平均役の成立について」

詫間氏の論文は一國平均役の成立を論じたものである。第一章では、一國平均役成立の前提として料物申請と申返を取り上げ、中央からの用途調達が困難になっていくことを論じる。第二章では、料物申請に替わって国司が一國平均役を申請するようになる過程が論じられる。第三章では、中央政府が国司の一國平均役申請に全面的に許可を与えることに一國平均役成立の指標を求め、その画期を長久元年に置く。その財政的意義は、料物申請による所在官物の減少を防ぎ、臨時加徴を確実に中央に吸い上げることである。また、国内での臨時加徴の徴収が容易になり申返もある程度減少する。しかし、一國平均役の成立は官省符荘の領主と国司の間での相論の増加の一因ともなった。

氏の論は明解であり、単に一國平均役のみを追うのではなく、料物申請・申返を組み込んでその成立の状況を明らかにしたこと、は、研究の広がりを示すものである。

さて、氏は中央政府の「行政指導」という表現をよく使う。この言葉は、本論のキーワードともなっている。そのように表現することによって、中央と国司の関係を主軸にした叙述が明解になっている事は確かである。この中央政府の理解は、氏の一國平均役の研究の前提になっている様に思う。しかし、中央政府が行政指導しているということは、明確に論証されたことではないように思う。

例えば、氏によると、中央政府は臨時用途の財源を所在官物に求めるため、料物申請をするように国司を行政指導したが、長久年間以降は所在官物の消費を回避するために一國平均役の申請をするように指導したという。しかし、それより早く十一世紀初頭に、所在官物を立用しない国司は勅賞するという政府の方針が示されている。氏はこの勅賞規定を中央政府が行う臨時加徴を暗黙の内に認めたことに重点を置いて解釈する。しかし、これは文字通りに解して、所在官物の維持を図った政策と見なすことも可能である。すると、料物申請は必ずしも政府の意図に沿った事ではないという考えも成り立つのではないか。これは一つの解釈に過ぎないが、そう考えると、中央政府の国司に対する行政指導ということは再考の余地があるのではないか。

ところで、料物申請・申返・一國平均役申請は、すべて国司の要請に発している。視点を国司に向け、その主体性を重視して考えることも必要ではなからうか。たとえば、国司の中央政府への対応、荘園領主との交渉、一國平均役の宣言が国内での徴収を持つ意味など、問題となる点が多いと思う。このような論点は氏の問題設定とは異なっているが、それを組み込むとどのような一國

平均役論が成り立つのであろうか。

最後に、本書全体についての感想を述べるべきであるが、本書に収められた諸論文の多様な論点をこの場で総括することはできない。そこで、本書の書名にもなっている王朝国家論という点から、若干述べてみたい。

王朝国家体制論は、戸田芳実氏等の研究の後、坂本賞三氏『日本王朝国家体制論』にまとめられた一連の研究により制度研究が深められた。坂本氏は、地方行政政策、太政官と国司の関係を主軸に十世紀初頭と十一世紀四十年代を時代の画期と評価したのである。このような王朝国家体制論は中央政治の研究が手薄であった。一方で、近年の政治史研究では、記録・儀式書を用いた研究が多くなってきた。中央政治の研究は下向井・曾我氏などによって既に行われているが、王朝国家国政史として上梓された本書にはこの様な研究動向への対応も見られ、王朝国家論の大きな進展と言えるだろう。

さて、本書の書名にもなっている「国政史」は、編者の坂本氏によると、機構・制度・政策を対象とする政治史研究である。たとえば、曾我氏が太政官政務手続を扱い、詫間氏が「国平均役を扱ったように、本論集所収の諸論文は国政史として設定された分野を多方面から取り上げているのである。このように、政治史の一部として国政史を設定する背景には一定の政治史の理解がある。それは坂本氏によると、「摂関時代にも院政時代にも国政は太政官政治であり、摂関時代から白河院政期へと移行していったから」と太政官政治たることに変わりがない」という認識にもとづき、

「その太政官政治において行われる国政そのものの変化」を「政治史の基軸」（序三・四頁）とする研究視角のことである。したがって、王朝国家国政史の研究視角を検討するには、当該期の政治に対する上記のような認識を検討することが必要になる。

王朝国家期が太政官政治であるということは、大局的には正しい。しかし、太政官の政務機構がまったく変化しなかったわけではない。曾我氏の研究は太政官の政務手続とその変化を扱っている。しかし、氏の研究の問題点は政務機構を動かす権力（天皇・摂関・院）の問題を捨象したことにあるだろう。政務機構の問題をその手続面のみで考えることは、論点を限定しすぎるように思う。政治の総体を考えるならば、政治史の研究では、摂関・院の出現と、それがもたらした影響は、やはり無視できないものではないだろうか。曾我氏は権力の所在による時期区分を意識的に用いないことを表明しているが（同氏「王朝国家の政治機構」『古代史研究の最前線』第二巻）、それはどうだろうか。素朴ではあるが、政治史研究では、天皇・摂関・院を避けることはできないだろう。国家主権の所在とその性質を、王朝国家論は積極的に組み込むべきではなからうか。

ところで、坂本氏の『日本王朝国家体制論』では、地方政治の変化が国家体制の改革として扱われていた。様々な変化が最終的には中央政府の意志によって定着するのである。このように、中央政府の意志を重視することは王朝国家論の特徴であった。それは本書でも見られる特徴である。たとえば、詫間氏の場合は、国平均役の推進者として中央政府の指導が強調される。王朝国家論は、古代国家の解体過程として描かれていた十世紀以降を、単



なる解体過程ではなく、国家が古代から中世へと変革を遂げる過程として積極的に捉えようとする。そのために、中央政府の主体性を強調することが要請されたのである。しかし、政策基調の転換を示す指標の客観性はどこで保証されているのだろうか。王朝国家論では、中央政府の主体性は前提として論じられており、それ自体の検討はなされていないようである。これを検証する方法的な模索がなされる必要があるのではなからうか。

最後に、各論者の「王朝国家」概念の用い方について述べよう。本書が王朝国家国政史としてまとめられていることもあり、各論文中で使用される「王朝国家」は、統一されているように見える。しかし、実際は多様である。長沢氏は王朝国家期の固有性・独自性は視角にすぎず結論や前提などではないと言う。この場合、古代から中世への国家形態を積極的に捉えようとする「王朝国家」の研究史上の意義はかなり希薄になる。一方で、下向井氏は、戸田氏以来の研究史を引用して、かなり厳密に「王朝国家」を使用

している。この両者を両極とし、「王朝国家」は幅を持って使用されている。個々の研究者の問題として、このような相違はある意味では当然だろう。しかし、王朝国家国政史として個々の論点を総合するとき、この偏差をどのように統一するかは王朝国家論の課題となるように思う。

以上、批判することが多くなり、また、評者の誤解による見当外れの論評があったかもしれないが、御海容頂きたい。本書は王朝国家論の現段階を明示するものであり、諸氏の新しい研究の発表が待ち望まれる次第である。

(付記) この書評は、古藤・佐藤・前田が討論した結果をまとめたものである。

(A5版 四二〇頁 一九八七年三月 吉川弘文館 七五〇〇円)

(古藤 京都大学院生)

(佐藤 京都大学院生)

(前田 京都大学院生)